

平成27年8月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(レ)第25号 不当利得金返還請求控訴事件 (原審・仙台簡易裁判所平成  
26年(ハ)第2517号)

口頭弁論終結日 平成27年6月24日

判 決

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

控訴人	アコム株式会社
同代表者代表取締役	木下盛好
同訴訟代理人弁護士	松本公介
同	青木清志
同	青木優子
同	伊藤真悟
同	肥勇

被控訴人	
同訴訟代理人弁護士	千葉晃平
同	宮腰英洋
主文	

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、被控訴人が、貸金業者である控訴人との間の継続的な金銭消費貸借

取引に係る各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が生じたとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づく過払金61万7651円及び民法704条前段所定の法定利息（上記過払金に対する平成17年10月25日から支払済みまでの利息）の支払を求める事案である。

原審が被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 1 前提事実（認定根拠を示すほかは、当事者間に争いがないか、又は、明らかに争いがない。）
  - (1) 控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。
  - (2) 被控訴人は、平成2年1月29日、控訴人との間で、継続的金銭消費貸借契約を締結し、同日から平成17年10月24日までの間、原判決別紙「年月日」欄記載の日に、同「借入金額」欄記載の金額を控訴人から借り入れ、また、同「弁済額」欄記載の金額を控訴人に対し弁済するなどの継続的な金銭消費貸借取引をした（以下「本件取引」という。）（甲1）。
  - (3) 控訴人は、本件取引が平成2年1月29日から平成12年9月14日までの取引（以下「本件第1取引」という。）と平成17年6月19日から同年10月24日までの取引（以下「本件第2取引」という。）に分断されることを前提として、平成27年1月23日の原審第3回口頭弁論期日において、被控訴人に対し、本件第1取引によって生じた被控訴人の控訴人に対する不当利得返還請求権につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした（顕著な事実）。
- 2 本件の主たる争点は、①本件取引が本件第1取引と本件第2取引に分断され

るか及び消滅時効の成否（争点1）, ②本件において被控訴人が弁済を遅滞していた期間の遅延損害金を考慮して過払金額等の計算をすべきか（争点2）, ③控訴人が民法704条の悪意の受益者であると認められるか（争点3）である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件取引が本件第1取引と本件第2取引に分断されるか及び消滅時効の成否）について

(1) 控訴人は、本件取引が1個の基本契約に基づく取引であることは争わないが、本件第1取引と本件第2取引との間には約4年9か月の空白期間があり、本件第1取引において発生した過払金を本件第2取引による借入金に充当する旨の合意を推認することは当事者の合理的意思に反するとして、本件取引は本件第1取引と本件第2取引に分断される旨主張する。

(2) 本件取引は、被控訴人が、平成2年1月29日、控訴人との間で、継続的金銭消費貸借基本契約として「A C会員契約」を締結したことにより開始され（乙1の1, 1の2），本件第1取引及び本件第2取引を通じて、基本契約が1個であることは当事者間で争いがない。

当該A C会員契約における会員規約（乙1の2）によれば、被控訴人は、当該基本契約に基づき契約極度額の範囲内で控訴人から繰り返し借入れをすることができ（同規約3条1項），基本契約に基づく借入れができる期間は契約の成立日から3年間であるが、当事者の一方から期間満了日までに申し出がないときは、3年間毎に自動更新がされると定められていることが認められる（同規約6条1項）。

以下、本件取引についてみると、本件第1取引と本件第2取引との間には、約4年9か月の空白期間があるが（甲1），本件第1取引の最終弁済時に、ATMカードの返還や失効手続等がされた形跡はなく、当事者の一方から自動更新を行わない旨の申出がされたことも認められないことからすれば、被

控訴人は、本件第1取引の最終弁済後も、A C会員契約に基づき、控訴人からいつでも契約極度額の範囲内で借入れを行うことができる状態にあり、そうであるからこそ、本件第2取引を開始する際も、新しいA T Mカードの発行手続を受けた（乙3）のみで、約4年9か月の空白期間があったにもかかわらず、具体的な与信審査も経ないで借入れをすることができたものと認められる。

以上によれば、本件第1取引と本件第2取引は、同一の基本契約に基づく一連一体の取引というべきであり、これは取引の途中で約4年9か月の空白期間があったことをもって覆るものではなく、上記基本契約において、本件第1取引によって生じた過払金を本件第2取引における借入金に充当する旨の合意があったと推認することができる。上記のような合意を推認することが、当事者の意思に反するとの控訴人の主張は採用し得ない。

なお、本件第2取引開始時に、控訴人は被控訴人に対して新しいA T Mカードを発行しているが、本件取引においては、本件第1取引の期間中においても定期的にA T Mカードの再発行ないしは更新をしていることが認められ（乙3），同事実をもって、本件第1取引と本件第2取引を別個の取引と評価することはできないというべきである。

(3) したがって、本件取引により生じた過払金返還請求権に係る債権の消滅時効期間は、本件第2取引の最終の借入日である平成17年10月24日から起算されるものであり、本件訴訟が平成26年11月5日に提起されている以上、上記債権の消滅時効は完成していない。

## 2 爭点2（本件において被控訴人が弁済を遅滞していた期間の遅延損害金を考慮して過払金額等の計算をすべきか）について

控訴人は、本件取引において、被控訴人の控訴人に対する貸金返還債務の支払期日を徒過した場合には、その日以降次の分割金の弁済があるまでの間、約定による遅延損害金利率で計算しているのであるから、過払金額の計算を行う

に当たって、遅延日数分の遅延損害金を考慮すべきである旨主張する。

本件取引においては、被控訴人が平成2年5月2日の支払期日を超過したことが認められる（甲1、乙1の2）が、控訴人は、被控訴人が支払期日に弁済金の支払を怠っても、その後の支払期日に弁済がされた場合には、弁済が遅延した場合に遅延日数分の遅延損害金を計上する処理をしている（甲1）というもの、弁済金を遅延損害金に充当した旨を被控訴人に示していたことを認めると足りる証拠はない。そして、控訴人は、被控訴人が支払遅滞のあった分割金を支払ったときは、期限の利益を喪失したとして元利金の一括弁済を求めるところなく、約15年5か月にわたり被控訴人から弁済金を受領し続けたことが認められる。

以上の経緯に鑑みれば、控訴人が、本件取引につき、被控訴人において、支払遅滞後次の弁済がされるまでの間は遅延損害金利率により計算をすべきと主張することは、信義則に反し許されない。

### 3 爭点3（控訴人が民法704条の悪意の受益者であると認められるか）について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといい得る特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁、最高裁平成23年（受）第307号同年12月1日第一小法廷判決・集民238号189頁）。

(2) 控訴人は、本件取引において制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したことにつき貸金業法43条1項の適用に関する主張・立証をしないから、

その受領につき、同項の適用は認められない。そして、控訴人は、本件取引につき、貸金業法17条1項所定の事項を記載した書面に確定的な返済期間、返済金額等あるいはこれらに準ずる事項の記載をしたか否か及び貸金業法18条1項所定の事項を記載した書面に契約年月日、貸付の金額等これらに準ずる事項を記載したか否かを含む上記(1)の特段の事情に関する具体的な立証をしないから、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると認められる。

#### 第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があり（計算関係は原判決別紙のとおり）、控訴人の本件控訴には理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 高 取 真 理 子

裁判官 内 田 哲 也

裁判官 尾 田 い づ み

これは正本である。

平成27年8月10日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

高橋篤司

